- 1. 「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」の改定(団体名称、STマーク の表示事項)
 - 1. 制度要綱第1条中「社団法人」とあるのを「一般社団法人」に改定する。
 - 2. 制度要綱第 4 条中の S T マークの表示事項の中に「(社)」とあるのを「(一社)」に改定する。



3. この改定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 なお、平成 25 年 (2013 年) 末日までに ST 検査申請を行った案件につい ては、引き続き「(社)」のままの標章を使用することができる。

(説明)

平成 25 年 4 月 1 日付で一般社団法人に移行する予定であることから、 (それを前提に)同日付で ST マーク等において「(社)」、「社団法人」の 名称を一般社団法人に切り換えるもの。

- 2. ST 基準第3部 (ゴム製おしゃぶり) の改定
 - 1. ST 基準第 3 部「2.11 ゴム製おしゃぶりの試験方法」のうち、「2.11.1.1 カドミウム及び鉛」を別紙のとおり改定する。
 - 2. 施行は、平成 25 年 6 月 29 日から施行する。

(説明)

- 1. 昨年 12 月 28 日付で食品衛生法の玩具規制に係る「試験方法」が改定された。(官報告示(厚生労働省告示第 595 号))
 - (当該改定内容は、「カドミウム、鉛」の試験について、「シリコーン ゴム製おしゃぶり」に関し、新たな「カドミウム及び鉛の試験法」 を追加するもの。)
- 2. ST 基準は、食品衛生法の玩具規制をそのまま採用していることから、 ST 基準に、別紙のとおり当該試験方法(食衛法の改定試験方法)の追加を行う。

(下線部が追加改定部分)

- 2.11 ゴム製おしゃぶりの試験方法
- 2.11.1 材質試験
- 2.11.1.1 カドミウム及び鉛

シリコーンゴム製以外の試料にあっては、試料 1.0g を白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に採り、硫酸 2ml を加えて徐々に加熱し、更に硫酸の白煙がほとんど出なくなり、大部分が炭化するまで加熱する。これを約 450° Cの電気炉で加熱して灰化する。完全に灰化するまで、蒸発皿の内容物を硫酸で潤して再び加熱する操作を繰り返し行う。この残留物に塩酸 $(1\rightarrow 2)$ 5ml を加えてかき混ぜ、水浴上で蒸発乾固する。冷後 0.1 mol/l 硝酸 20ml を加えて溶解し、不溶物がある場合はろ過をして試験溶液とする。

シリコーンゴム製の試料にあっては、試料を細切し、その 0.5g を量り、白金又はニッケル製るつぼに入れる。水酸化ナトリウム 5g 及びホウ酸 2g を加えかき混ぜる。ガスバーナーで内容物が溶解する温度で緩やかに加熱する。試料が完全に溶解したら直ちに過熱をやめ、室温で放冷する。ビーカーに熱水約 75ml 及びるつぼを入れ、適宜加温しながら振り混ぜて、るつぼ中の固形物を溶解する。溶液から少量の水で洗浄しながら、るつぼを取り除いた後、硝酸 15ml を入れた共栓付きフラスコに撹拌しながら少量ずつ注ぎ入れる。室温で一晩放置後、5mol/1 酢酸アンモニウム試液を添加してpH3.5 に調整する。調整した液を、予めメタノール 5ml、0.1mol/1 硝酸 5ml 及び水 10ml をそれぞれ注入して流したキレート樹脂ミニカラム(500mg) に注入する。さらに1mol/1 酢酸アンモニウム試液及び水10mlを注入する。その後、0.1mol/1 硝酸で溶出して溶出液 10mlを採取し、これを試験溶液とする。

この試験溶液について、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法によりカドミウム及び鉛の試験を行うとき、1.10の要求事項に適合しなければならない。

ただし、標準溶液として、カドミウム標準溶液及び鉛標準溶液各 10ml にそれぞれ 0.1mol/l 硝酸を加えて 100ml としたものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ $0.5\,\mu$ g/ml 以下であり、試料当たりに換算すると $10\,\mu$ g/g 以下となる。